

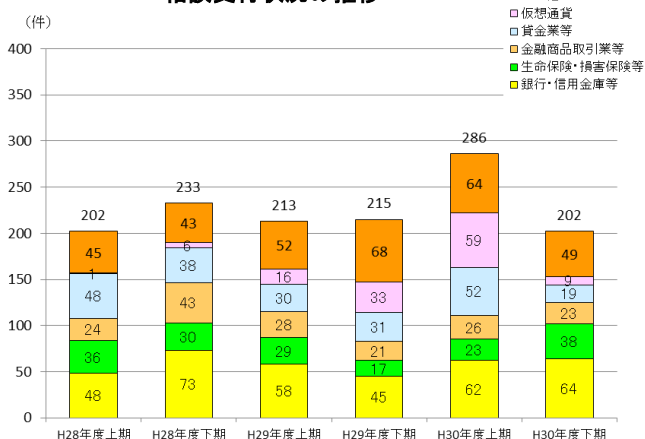
# 金融ほっとライン受付状況(平成30年度下期)

北海道財務局が受け付けた金融サービスに関する相談・情報提供について、平成30年度下期(30年10月~31年3月)の受付状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

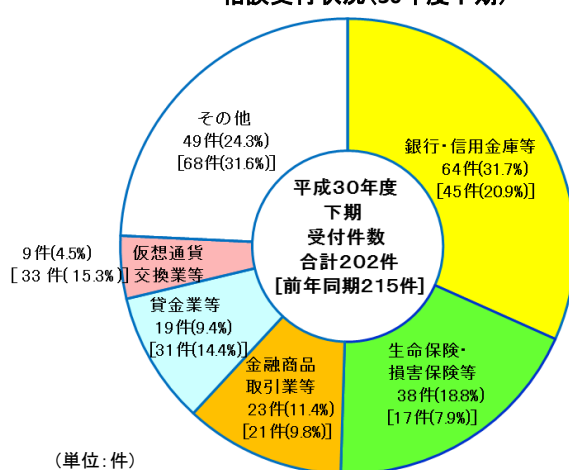
## 1. 平成30年度下期の概要

- 平成30年度下期の受付件数は202件で、前年同期と比較して**6.0%(13件)の減少**。平成30年度通期では、488件と前年度と比較して14.0%(60件)の増加。
- 業種別では「銀行・信用金庫等」が64件(31.7%)、「生命保険・損害保険等」が38件(18.8%)と**上位2業種で全体の過半**を占め、次いで「金融商品取引業等」、「貸金業等」となった。

相談受付状況の推移



相談受付状況(30年度下期)



(単位: 件)

	銀行・信用金庫等	生命保険・損害保険等	金融商品取引業等	貸金業等	仮想通貨交換業等	その他	合計 (対前年度増減比)
平成30年度	126	61	49	71	68	113	488 (+14.0%)
下期(10~3月)	64	38	23	19	9	49	202
上期(4~9月)	62	23	26	52	59	64	286
平成29年度	103	46	49	61	49	120	428 (+1.6%)
下期(10~3月)	45	17	21	31	33	68	215
上期(4~9月)	58	29	28	30	16	52	213
平成28年度	121	66	67	86	7	88	435 (+20.8%)
下期(10~3月)	73	30	43	38	6	43	233
上期(4~9月)	48	36	24	48	1	45	202

## 2. 主な相談内容

### 【銀行・信用金庫等】

#### Q. ペイオフについて知りたい。

- 預金保険制度は、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることで、信用秩序の維持することを目的としています。
- 預金保険制度の対象となる預金等の範囲は、
  - ・ 当座預金や利息の付かない普通預金等(決済用預金)は、全額保護されます。
  - ・ 定期預金や利息の付く普通預金等(一般預金等)は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。

### 【銀行・信用金庫等】

#### Q. ○○金融機関は預金保険の対象か。

- 預金保険の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫です。
- 農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫等は農水産業協同組合貯金保険制度により、別途、保護されています。

### 【生命保険・損害保険等】

#### Q. 交通事故に遭い通院中である。保険会社から保険金が支払われていたが、打切りの連絡があった。

- 保険会社に説明を求めるほか、納得がいかない場合にはADR機関である日本損害保険協会のそんぽADRセンターにご相談ください。
- なお、生命保険に関するADR機関は、生命保険協会の生命保険相談所になります。

### 【金融商品取引業等】

#### Q. インサイダー取引規制の内容を知りたい。

- 会社関係者または会社関係者からの情報受領者は、会社の重要事項を知って、その公表前に当該会社の有価証券の売買等を行うことが、原則禁止されています。
- また、上場会社の内部情報を知り得る特別の立場にいる者が、その重要事実の公表前に、他人に対し、利益を得させまたは損失を回避させる目的で当該重要事実を伝達し、またはその企業の有価証券の売買を勧める行為が禁止されています。

### 【貸金業等】

#### Q. 消費料金未納に関する訴訟最終通知と記載されたハガキが届いた。

- 架空請求による詐欺の疑いがある。心当たりがない場合、ハガキに記載されている連絡先に連絡しないこと、また、心配であれば警察に相談してください。

### 【仮想通貨交換業等】

#### Q. 仮想通貨まがい投資し、返金を求めている。この業者は正規の業者か知りたい。

- 仮想通貨交換業者は、金融庁・財務局の登録が必要です。登録の有無は金融庁及び財務局のホームページで確認できます。最近、仮想通貨に便乗する詐欺や悪質商法が横行していますのでご注意ください。

### 【ご相談、各種情報の受付】

北海道財務局では、預金・融資、保険、貸金、投資商品などの金融商品に関する相談、ヤミ金、ヤミファンド、未公開株等に関する情報等の提供を受けています。また、預金口座の不正利用に関する情報も受けています。

### 【提供情報の活用】

寄せられた情報等については、金融機関等の検査・監督に活用させていただくとともに、場合に依りて警察当局等と連携し、金融被害防止に務めます。

☆金融取引に関するご相談等は、  
北海道財務局 金融ほっとラインまで！  
電話：011-807-5145